

明治法典論争の中の私立法律学校

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史資料センター 公開日: 2016-12-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中川, 壽之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18311

明治法典論争の中の私立法律学校

中川 壽之

はじめに

一八八九（明治二二）年は、近代日本法制史上、一つの重要な画期であった。この年の二月、明治政府は大日本帝国憲法（以下「帝国憲法」と略記）を公布し、立憲制に基づいた国政の道を新たに開いた。それは、「万国対峙」を国家目標として掲げスタートした明治日本が前時代から引き継いだ欧米列強諸国との通商条約を改正するという政治上の課題を克服していくことと対を成していた。明治初年から帝国憲法の発布までの間、明治政府は西欧法（主にフランス法）に学びつつ、先ず刑法および治罪法を一八八〇（明治一三）年に公布し、二年後の一八八二（明治一五）年に両法典を施行して我が国は法治国家として歩み始めた。だが、条約改正交渉は一八七一（明治四）年の岩倉具視を大使とする遣外使節団の派遣から寺島宗則外務卿そして欧風化政策の一環として鹿鳴館時代を築いた井上馨外務卿（後に外務大臣）の代まで頓挫を繰り返していた。そのような過程を経て帝国憲法は国家の基本法かつ最高法規として誕生したのであった。

帝国憲法発布前後、明治政府は外交を井上馨から大隈重信（外務大臣）に委ね、その一方で、商法および民法両法典の編纂作業を山田顕義司法大臣のもとで推し進め、一八九〇（明治二三）年に両法典を公布した。それは刑法と治罪法、そして帝国憲法に続く西欧法に準拠した法整備の結果であり、条約改正上、必要不可欠であった。政府は、こ

れをもって条約改正交渉を推し進めていく方針であった。だが、商法と民法の両法典とりわけ民法の施行の是非をめぐって、その後学界のみならず、政界・官界をも巻き込んだ法典論争が沸き起こる事態となった。

ところで、この論争は一八八二（明治二二）年五月、旧東京大学法学部および帝国大学法科大学の卒業生によって組織された法学会が「法典編纂ニ関スル法学会ノ意見」¹を公表したことに端を発したが、同会員の中には私立法律学校の創設に関わりまた講師として教壇に立つ者が多かった。商法・民法の施行をめぐる延期か即時実施（断行）の対立・対抗は、イギリス法系の帝国大学の法学者またフランス法系の司法省法学校出身の法学者たちが関わっていたから、論争は延期を主張する英法派對断行を求める仏法派の様相を帯びた構図となつて表出し、彼らとそれぞれ密接な関係にあったイギリス法系またフランス法系の私立法律学校が論争の舞台ともなり、その渦中に巻き込まれたのであった。

法典論争とりわけ民法をめぐる論争（民法典論争）は、私立法律学校にとって「パンの争い」だった評されることがある。民法典の断行を後押ししたフランス法系の私立法律学校に対して延期を主張したイギリス法系の私立法律学校が、「フランス式の法典が施行されては飯の食い上げになる」ことを憂慮し、両派の法律学校が「パンの奪い合い」を演じたというのである。このことは私立法律学校を通じて民法典論争を見た時、その本質が学校の経営維持のためのものであったということだろうか。論争の過程で激しく論戦し政治的な攻防を繰り返していた延期派と断行派の人物だが、その一方で私学経営のために陣取り合戦をしていたということは果たして実証的に明らかにされているのだろうか。本稿では、そのことを念頭におきつつ主に民法典論争の経緯を辿りながら、残された資料から私立法律学校の創設に関わりまた講師となつた人びとを中心にこの論争における延期派と断行派の動向を改めて考察するものである。

一 法典編纂と法典論争の歴史的経緯

先ず本稿における法典論争の時期区分については、前述した一八八九（明治二二）年五月の法学士会による法典編纂に関する意見書の公表を始期とし、民法施行の是非が第三回帝国議会の議を経て決着した一八九二（明治二五）年半ばを終期として論を進めることとしたい。この三年余にわたる論争について述べる前に、ここで法典編纂の歴史的経緯について大久保泰甫氏の『日本近代法の父 ボワソナード』に依拠して民法典編纂を中心にまとめておきたい。

明治政府が法制度の近代化にあたり白羽の矢を立て法律顧問として招聘した人物の一人に、フランスから一八七三（明治六）年に来日したパリ大学法学部教授ギユスタフ・ボアソナードがいた。日本の法典編纂事業を託されたボアソナードが最初に取りかかったのは、さきに触れた刑法典と治罪法典の整備であった。そのうち刑法典の編纂は一八七五（明治八）年から、また治罪法典については一八七七（明治一〇）年から着手され、一八八〇（明治一三）年七月に至って両法典は太政官布告第三六号・同布告第三七号としてそれぞれ公布され、一八八二（明治一五）年一月一日から施行された。

この間、一八七八（明治二一）年に治罪法典の起草を終えていたボアソナードは翌年から民法典の編纂を開始した。その後、ボアソナードは司法省法学校を経てフランスで法学修業を積んだ磯部四郎らフランス法に精通した日本人とともに元老院に置かれた民法編纂局において編纂事業に従事し、一八八六（明治一九）年三月の同編纂局閉鎖までに民法第二編（財産編）と第三編（財産取得編）第一部（特定名義の取得法）を完成させた。翌年一〇月、司法大臣山田顕義を委員長とする法律取調委員会が発足し、民法草案（民法第二編・第三編第一部）の審議が始まった。その一方で、ボアソナードは民法草案の第四編（債権担保編）と第五編（証拠編）の起草に取り組み、一八八八（明治二一）年一二月までに財産編、財産取得編、債権担保編、証拠編の全ての審議が終了した。こうして法律取調委員会

の山田委員長から内閣総理大臣黒田清隆に提出された民法典（ボアソナード起草による財産編五七二条、財産取得編二八五条、債権担保編二九八条、証拠編一六四条）は、内閣によって翌年一月商法典および裁判所構成法とともに元老院の審議に付され、枢密院を通過した後、一八九〇（明治二三）年四月二一日、施行期日を一八九三（明治二六）年一月一日と定め法律第二八号として公布された。ここに民法典が「ボアソナード民法典」と謂われる所以がある。

なお、民法典のうち第一編人事編と第三編財産取得編第二部（包括的名義の取得法）の起草については、磯部四郎、熊野敏三、光明寺三郎ら六名のフランス法に通じた日本人があたり、法律取調委員会の審議修正を経て、一八九〇（明治二三）年四月一日に人事編が、同月二一日に財産取得編（続）が完成し、内閣への提出、元老院による審議、さらに枢密院の諮詢を経て同年一〇月七日、施行期日を同じくして法律第九八号として公布された。^③

以上、見てきたように一八七九（明治一二）年からボアソナードを中心に進められた民法典の編纂事業は、一八九〇（明治二三）年の公布によって一つの区切りを迎えた。それは、山田顕義が憂慮した帝国議會開設前に辛うじて完了したが、法典の周知期間として二年半余の期間（施行期日）を設けたことが、結果として民法典をめぐるその後の激しい論戦と政治運動を惹起することになったのである。

二 私立法律学校の創立者たち―英吉利法律学校と明治法律学校

法典論争の発端となった「法典編纂二関スル法学士会ノ意見」は、文字通り法学士によって成されたものである。

一八八九（明治二二）年一〇月二五日に開催された法学士会の秋季大会における山田喜之助の報告によれば、この年の春季大会の折、先ず山田と岡村輝彦による法典編纂について急速に進めるべきではないとの論議から会員多数の賛成を得て法学士会として意見を政府の諸大臣に開陳することに決したという。その任にあたる委員には岡村、山田の

ほかに元田肇が選ばれ、意見書の起草にはこの三名のほかに菊池武夫、合川正道などが加わり、さらに増島六一郎ら五、六名が会員への意見書配付に尽力したという。⁴⁾

この山田の報告からすると、法学士会員の中で法典編纂に関する意見書に最初に深く関わっていた人物は、山田喜之助、岡村輝彦、元田肇、菊池武夫、合川正道、増島六一郎の六名であったということになるだろう。ここで、これらの人びとの法典論争前後の経歴について触れておきたい。

先ず山田喜之助（一八五九—一九二三）は大阪の商家出身で、東京大学予備門から東京大学法学部へと進み、一八八二（明治一五）年の卒業と同時に代言人（弁護士）となった。大学在学中から鷗渡会の一員として活動し立憲改進黨の結党や東京専門学校（現早稲田大学）の創設に関わった。しかし、同校を主導する高田早苗らと学校運営をめぐる対立したため同校を岡山兼吉とともに離れ、一八八五（明治一八）年英吉利法律学校の創設に参画し、法学通論、英国契約法などを担当した。山田はまたこの年司法省に出仕し、一八九〇（明治二三）年には大審院判事となった。

次に、岡村輝彦（一八五五—一九二六）は大阪生まれで鶴舞藩貢進生として大学南校に入学し、東京開成学校在学時の一八七六（明治九）年に入江（穂積）陳重らとともに文部省第二回留学生に選ばれてイギリスに渡り、ロンドン大学キングスカレッジからミドルテンブルへと進んで法学を修め、一八八〇（明治一三）年にバリスト（法廷弁護士）となった。帰国後、英吉利法律学校の創設に参画し、同校で英国証拠法などを講義した。治外法権下の一九二二（明治二五）年に起こった千島艦事件で三年に渡った裁判の弁護を務めイギリスで事実上、勝訴するという快挙を成し遂げたことにより一躍時の人となった。

第三に、元田肇（一八五八—一九三八）は大分・国東の出身で、一八七二（明治四）年に上京し開拓使学校を経て一八七四（明治七）年開成学校の貸費生となり、一八八〇（明治一三）年東京大学法学部を卒業して代言人となった。

この年、養父元田直が長崎上等裁判所判事となつて赴任するため代官事務を引き継ぎ、翌年銀座に代官事務所を開設し、一八八四（明治一七）年には東京代官人組合会長に就任、英吉利法律学校創設に参画した一八八五（明治一八）年再選された。一八九〇（明治二三）年第一回総選挙に大分から立候補して当選を果たし、以後一九三〇（昭和五）年まで衆議院議員の座にあった。

第四に、菊池武夫（一八五四—一九二二）は岩手・盛岡の出身で、東京開成学校在学中の一八七五（明治八）年に小村寿太郎や鳩山和夫らとともに文部省第一回留学生に選ばれアメリカに渡り、ボストン大学ロースクールに入学して法学修業に努め、日本人で初めてバチェラー・オブ・ロー（法学士）の学位を得て一八八〇（明治一三）年に帰国した。その後司法省に入省し、一八八六（明治一九）年司法大臣秘書官、一八九一（明治二四）年司法省民事局長を歴任したが、同年辞職して代官人となった。この間、一八八二（明治一五）年に東京大学法学部講師を勤め、一八八五（明治一八）年に英吉利法律学校の創設に参画し、同校では法学通論や代理法などを講義した。一八九一（明治二四）年からは増島六一郎に代わつて東京法学院長に就任し、以後二一年間院長・中央大学長を務めた。

第五に、合川正道（一八五九—一八九四）は岐阜・関ヶ原の出身で、神戸洋学校、大坂外国語学校（のち大坂英語学校）を経て、一八七五（明治八）年に上京して開成学校に入学、その後一八七八（明治一一）年東京大学法学部に進学して一八八一（明治一四）年に卒業すると元老院の御用掛となった。英吉利法律学校の創設に参画した一八八五（明治一八）年には同院の権少書記官に昇進し、一八八八（明治二一）年には内閣法制局参事官となった。翌年、一旦官を辞して代官人となったが、一年足らずで文部省参事官として官界に復帰した。憲法学に秀で、その著作のほとんどは憲法と憲法政治に関するものであった。

第六に、増島六一郎（一八五七—一九四八）は滋賀・彦根出身で、明治維新後に上京して開成学校から東京大学法学部へと進み、一八七九（明治一二）年首席で卒業した。翌年増島は三菱創業者の岩崎弥太郎の支援を得てイギリス

に渡り、一八八一（明治一四）年ミドルテンプルに入学、二年半の法学修業を経て一八八三（明治一六）年パリスター（法廷弁護士）となった。翌年帰国した増島は「パリストル、法学士代言人」の肩書きで開業する一方、東京大学などで教鞭をとり、一八八五（明治一八）年に英吉利法律学校の創設を成し遂げてその校長に就任し、代言業の傍ら同校の運営に尽力した。⁵⁾

右の山田、岡村、元田、菊池、合川、増島の六名の経歴に共通するのは、帝国大学の前身である大学南校、開成学校、東京開成学校そして東京大学を法学教育の場としてイギリス法を学んだ同窓であり（故に法学士会員であり得たわけであるが）、しかも各々が官僚であるにしろ代言人であるにしろ独立して本業を営みつつ、英吉利法律学校（現中央大学）の創設に参画していたということである。

このほか英吉利法律学校の創設に参画した穂積陳重（大学南校入学、第二回文部省留学生、一八七九（明治一二）年イギリス・ミドルテンプル卒業、一八八一（明治一四）年ドイツ・ベルリン大学卒業、同年東京大学文学部兼法学部講師就任、一八八二（明治一五）年東京大学法学部教授兼法学部長⁶⁾）、同校の創設と法典論争で活動をともしにする高橋健三（大学南校入学、一九七八（明治一一）年東京大学法学部中退、一八八五（明治一八）年参事院議官補兼太政官権少書記官、一八八九（明治二二）年内閣官報局長）や江木衷（一八七七（明治一〇）年東京大学予備門入学、一八八四（明治一七）年東京大学法学部卒業、一八八五（明治一八）年警視庁御用掛）、さらに西川鉄次郎（一八八一（明治四）年南校入学、一八七八（明治一一）年東京大学法学部卒業、一八八五（明治一八）年文部省少書記官、一八九〇（明治二三）年大審院判事）らも一様に大学教授、官僚として本業を確立していた。⁷⁾

勿論こうした有り様は英吉利法律学校の創立者たちだけに限ったことではなく、法典論争において対立・対抗する明治法律学校（現明治大学）の創立者すなわち岸本辰雄、宮城浩蔵そして矢代操の三名についても言える。次に、この三名についてもその略歴を紹介しておこう。

岸本は鳥取の出身で、箕作麟祥の共学社を経て一八七一年（明治四）年鳥取藩貢進生として大学南校に入学、翌年明法寮法学校へと転学し、一八七六年（明治九）年に司法省法学校を卒業した後、第二回司法省留学生としてフランスに留学してパリ大学法学部に学び、一八七九年（明治二二）年に法学士号を取得した。翌年帰国した岸本は、一八八一年（明治一四）年明治法律学校の創設に参画し、一八八五年（明治一八）年には内閣法制局参事官となった。

宮城は山形・天童の出身で、一八六九年（明治二）年に上京後、岸本と同じく箕作の共学社を経て翌年天童藩貢進生として大学南校に入学し、さらに明法寮法学校へと転学、一八七六年（明治九）年司法省法学校卒業後、司法省留学生としてフランスのパリ大学およびリヨン大学に留学しリヨン大学で法学士号を取得したといわれる。一八八〇年（明治一三）年に帰国した後、翌年明治法律学校の創設に参画し、一八八二年（明治一五）年大審院検事（のち判事）に就任した。

矢代は福井・鯖江出身で、一八七〇年（明治三）年鯖江藩貢進生として上京し大学南校に入学、明法寮法学校を経て一八七六年（明治九）年司法省法学校を岸本、宮城とともに卒業し、その後一八七九年（明治二二）年に元老院に出仕し、一八八一年（明治一四）年岸本、宮城とともに明治法律学校を創設した。

ちなみに、断行派の論客として名を馳せた磯部四郎も大学南校から明法寮法学校へと転学、司法省法学校卒業後、フランスに留学、一八七八年（明治二一）年パリ大学法学部の法学士号を取得して帰国した。翌年、司法省に出仕する傍ら司法省法学校で教鞭をとり、一八八〇年（明治一三）年からはボアソナードとともに民法編纂に携わっていくこととなった。

岸本、宮城、矢代そして磯部たちは、司法省法学校でボアソナードによりフランス法を教授された学徒であり、矢代を除いてフランス留学を経験した人びとであった。そして彼らも明治法律学校の創設にあたって、それとは別に司法官僚等として本業を確立していたのである^③。もっとも、当時、文部省であれ司法省であれ官費留学生については帰

国後、官途に就いて国家に奉仕することが求められていた点にも留意しておく必要があるだろう。ここで私が指摘しておきたいのは、繰り返しになるが、官僚であれ大学教授であれ代言人であれ、彼らはそれを自らの立ち位置として私立法律学校の創設に参画していたという事実である。

三 法典論争の中の私立法律学校

官僚、大学教員、代言人といった立場にあつたイギリス法系またフランス法系の人びとが、商法・民法両法典をめぐる論争に延期派あるいは断行派として関わっていくことは、彼らが創設した私立法律学校すなわち英吉利法律学校や明治法律学校が論争の渦中に置かれることでもあつた。当時の新聞に「仏法学校ハ断行論、英法学校ハ延期論」とあるのは、そのことをよく物語っている。

商法実施延期及び断行の議ハ目下の大問題にして各商業家及び法律家も亦た二派に分る特に法律学校講師校友、生徒も亦た大体二派に分れたり英法学校なる東京法学院、東京専門学校、専修学校諸校の講師学友諸氏ハ孰れも延期論を賛し明治法律学校、和仏法律学校諸校の講師学友諸氏ハ凡て断行論を保持せり³⁾

右の記事中に見える東京法学院とは、一八八九（明治二二）年一〇月に校名を改称した英吉利法律学校のことである。法典延期派の学校として同院のほか東京専門学校（現早稲田大学）と専修学校（現専修大学）が、また断行派の学校として明治法律学校、和仏法律学校（現法政大学）の名が挙がっている。創立者を含む講師や卒業生らが法典論争を通じて延期派と断行派に分かれた結果、彼らが各々に集う英吉利法律学校（東京法学院）や明治法律学校もまた

社会的に二派に色分けされたのである。

前述したように民法典の公布は一八九〇（明治二三）年のことであるが、この年以降、同法典の施行をめぐる延期派と断行派の論戦は熱を帯びていく。表1は、法典論争の過程で延期派が公表した『法典実施延期意見』¹⁰に、また断行派は法治協会雑誌号外『法典実施断行意見』や明法誌叢号外『法典実施意見』に名を連ねた双方の論客たちを主な対象として作成した論文・論説一覧である。

この表に見られるように、法学士会の意見が公になった後、延期派の江木や断行派の磯部との間でつばぜり合いが始まっていたが、穂積八束の「民法出テ、忠孝亡フ」¹¹がセンセーショナルであったが故にそれが一つの画期となつて法典論争はより一層激しさを増していき、両派の主張が先の延期意見と断行意見となつて互いにぶつかり合ったのである。

両派の意見について見れば、前者は法典が①倫常を壊乱する、②憲法上の命令権を減縮する、③予算の原理に相違する、④国家思想を欠く、⑤社会の経済を攪乱する、⑥税法の根源を變動する、⑦威力を以て学理を強行するといひ、一方、後者はそれに逐一反駁して、法典の実施延期は①国家の秩序を紊乱する、②倫理の壊頽を来す、③国家の主権を侵害し独立国家の実を喪失する、④憲法の実施を害する、⑤立法権を抛棄してこれを裁判官に委ねるものである、⑥各人の権利上において保護を受けることができなくなる、⑦争訟紛乱を叢起させる、⑧各人の安心立命の途を喪失する、⑨国家の経済を攪乱するといふものであった。両者の議論は平行線を辿るが、延期派の人びとは意見の中でまた次のように述べている。

抑新法典ノ材料ヲ成ス歐洲民法ノ条項タルヤ十八世紀末仏国革命ノ余響ヲ受ケ到頭徹尾個人主義ト民主々義ト二範ヲ取り国家思想ニ關ク所アルハ夙ニ学者ノ認ムル所ニシテ其之ヲ共和政治ニアラサル社会ニ適用スルノ得策ナ

表1 法典論争における延期派（英吉利法律学校 [東京法学院]）と断行派（明治法律学校）の機関誌にみる主な論文・論説等一覧

1889年5月～1892年10月

	延期派論文名	氏名	掲載誌名	発行年月日	断行派論文名	氏名	掲載誌名	発行年月日
1	法学士会ノ意見ヲ論ス	増島六一郎	法理精華11	M22.6.1	法学士会の意見	雑 録	明法雜誌84	M22.5.25
2	民法草案財産編批評 第一回～第四回	江木 衷	法理精華 19.21.22.24	M22.10.1 ～12.15	法理精華ヲ読ム 一～四	磯部 四郎	法政誌叢 99、100、 102、104	M23.1.10 ～3.25
3	法文中倒産行為ヲ明示ス可シ	朝倉外茂鉄	法理精華25	M23.1.3	法典發布ニ就テ	岸本 辰雄	法政誌叢 107	M23.5.10
4	日本法学ノ退歩ヲ予防スベシ	山田喜之助	法理精華34	M23.5.15	立法論	城 数馬	法治協會雜誌 1	M24.7.12
5	日本民法ニ於ケル証拠保全ノ規定	岡村 輝彦	法理精華35	M23.6.1	法廷ノ所感	岸本 辰雄	法治協會雜誌 1	M24.7.12
6	国家的民法	穂積 八束	法学新報1	M24.4.25	新法制定ノ沿革ヲ述ブ 一・二 完	磯部 四郎	法治協會雜誌 2、3	M24.8.12、 9.15
7	法典研究之心得	中橋徳五郎	法学新報2	M24.5.25	論商法	梅 謙次郎	法治協會雜誌 2	M24.8.12
8	民法出テ、忠孝亡フ	穂積 八束	法学新報5	M24.8.25	法典維持論ハ英法学者ヨリ起ル	宮城 浩蔵	法治協會雜誌 5	M24.11.10
9	日本法典研究之心得	土方 寧	法学新報6	M24.9.25	商法部分施行論	宮城 浩蔵	法治協會雜誌 6	M24.12.15
10	法典修正問題	社 説	法学新報13	M25.4.25	明法誌叢発刊ニ付キ明法会ノ目的ヲ述フ	城 数馬	明法誌叢1	M25.3.20
11	民法証拠篇ノ欠点	土方 寧	法学新報13	M25.4.25	法典実施ノ必要	磯部 四郎	法治協會雜誌 10	M25.4.15
12	家制及団体	穂積 八束	法学新報13	M25.4.25	駁東京日々新聞民法修正論	磯部 四郎	法治協會雜誌 号外	M25.5.4
13	法典実施延期意見	社 説	法学新報14	M25.5.25	法典実施断行意見	岸本辰雄ほか 7名	法治協會雜誌 号外	M25.5.11
14	読法典実施断行意見書	社 説	法学新報14	M25.5.25	法典実施断行意見	法治協會	法律雜誌 883	M25.5.15
15	法典実施断行論者ノ自白	高橋 健三	法学新報14	M25.5.25	法典実施意見	梅謙次郎ほか 6名	明法誌叢号 外	M25.5.17
16	新民法に於ける富講	松野貞一郎	法学新報14	M25.5.25	法典実施意見	梅謙次郎ほか 6名	明法誌叢3	M25.5.21
17	法典断行説ノ妄ヲ弁ス	奥田 義人	法学新報14	M25.5.25	法典断行意見	東京府下代 言人有志者 107名	法治協會雜誌 号外	M25.6.1
18	民法商法交渉問題	松野貞一郎	法学新報15	M25.6.25	法典ノ実施ニ関スル明法会 員ノ意見	論 説	明法誌叢4	M25.6.21
19	法典一部延期論ノ妄ヲ弁ス	社 説	法学新報16	M25.7.25	法典実施断行意見	岸本 辰雄 ほか7名	法治協會雜誌 11	M25.7.3

20	民法及ヒ商法修正延期ノ要領	山田喜之助	法学新報17	M25.8.25	法典ノ実施ニ関スル明法会員ノ意見	梅謙 次郎ほか61名	法治協会雑誌11	M25.7.3
21	誰カ民法を不完全なりと謂ふ	冷灰 居士(江木 衷)	法学新報19	M25.10.20	条約改正ト法典実施	仏國法律博士 本野一郎	法治協会雑誌11	M25.7.3

※本一覧は「近代日本の幕開けと私立法律学校」展のデータに基づいて作成したものである。M=明治参考文献

『法理精華』第1号～第38号 1889年1月3日～1890年7月15日

『法学新報』第1号～第19号 1891年4月25日～1892年10月20日

星野通編著『民法典論争資料集』復刻増補版 日本評論社 2013年

村上一博「旧民商法典施行断行論（明治法律学校関係）の新資料四編」『法律論叢』第75巻第5・6号 2003年3月、同「明治法律学校・和仏法律学校による著名な法典施行断行論」『法律論叢』第76巻第2・3号 2004年3月、同「明治法律学校機関誌にみる法典論争関係記事」（一）～（六）完』『法律論叢』第77第1号～第83巻1号 2004年9月～2010年9月

ラサルハ更ニ疑ヲ容レサルナリ。況ヤ我立国ノ丕基ハ万世一系ノ皇上ヲ奉シ忝クモ 今上曩ニ憲法ヲ欽定セラレ立憲政治ノ基礎此ニ始テ牢定スト雖モ其二千五百年來名教ヲ維持シ今日ノ社会ヲ致セルモノ豈ニ其間ニ特種ノ涵養發達ヲ成セル国情習俗ノ醇乎タルモノ之ナキヲ得ンヤ。彼ノ君臣ノ義、父子ノ親、夫婦ノ序、朋友ノ誼ノ如キ我国固有ノ美質ナリ（中略）今ヤ個人主義民主々義ヲ以テ成レル法典ヲ取りテ此社会ニ適用セントス之ヲ社交上ノ大革命ト謂ハスシテ何ソヤ¹²⁾

ここには、法典編纂における政府の拙速主義と我が国固有の慣習無視とを批判した法学士会の意見、また穂積八束が『法学新報』に発表した「国家的民法」「民法出テ、忠孝亡フ」などを通じて唱えた西洋流の立憲主義を封印し民法典により国民道德の涵養を図るという主旨を継承しつつ、単に法理上の問題からだけでなく、民法典が一八世紀末のヨーロッパで起こったフランス革命の影響を受けた個人主義と民主主義を規範とするフランス法に準拠したもので、それが我が国の国体と社会を破壊するものとして強く意識されていたことが見て取れる。それに対して断行派の人びとは、断行意見において法典編纂に至る歴史的経緯について次のように述べている。

大日本帝国国ヲ立ツル東方ノ絶島ニ於テス而シテ二千五百有余年間未タ曾テ他

国ヨリ此独立ヲ害セラレ体面ヲ汚サシタルコトアラス則チ其他国ノ為メ此独立ヲ害セラレストハ他国ノ命令ニ服従セサルヲ云フナリ（中略）吾人ノ祖先ハ彼ノ文物制度ヲ採用シ取長捨短其宜シキヲ得以テ我幸福安寧ヲ謀リ（中略）徒ニ外国風俗文物制度ヲ模倣セサルニ在ル而已降りテ今世明治ニ至リ百度維レ新タニシテ（中略）文明新鮮ノ空氣東漸シテ有形無形ノ事物漸ク其面目ヲ改メ遂ニ二千五百年来君主政治ノ大日本帝国モ忽チ立憲代議ノ実ヲ示スニ至リタリ（中略）天皇陛下ハ一方ニ於テハ古来ノ慣習ニシテ国情ニ適シ最モ善美ナルモノヲ保存スルト同時ニ他方ニ於テハ欧米ノ制度ニシテ其最モ国利民福ヲ増進シ且ツ我慣習ト相背馳セサルモノヲ採用スルコトノ急務ナルヲ認メラレ在廷ノ有司ニ命シテ法典ノ編纂ヲ為サシメラレタリ（後略）¹⁴

ここでは、古来より国家の独立と外来諸文化の摂取による幸福安寧が謀られてきたこと、明治維新後、二千五百年来君主政治であったとの認識に立ち、大日本帝国が立憲代議制の採用を示し、その上で、天皇による旧慣の保存と欧米制度に準拠した「国利民福」の増進且つ我が国の慣習に相反することのない法典の編纂がなされてきたことを述べ、この後に続けて「凡ソ法律ハ（中略）国家永久不変ノモノナリト云フニアラス随時其修正ノ必要ヲ認ムレハ則チ之カ修正ヲ成シテ可ナリ」と法律は永久不変のものではなく社会の発達に応じて修正されるべきものでありとしつつ、延期派のいう法典中に修正すべき点があることのみによつてその実施を遅延させる理由にはならないと反論しているのである。そして、両派の対立・対抗は法学者間の論戦というに止まらず、商法典・民法典の施行をめぐる山田顕義が危惧していた帝国議会という政治の舞台へと突き進んでいき、それに決着をつけたのが一八九二（明治二五）年五月六日から六月一四日までを会期とした第三回帝国議会であった。

この議会において、まず貴族院において村田保が発議した「民法商法施行延期法律案」の審議がなされ、一部修正の上、可決される事態となった。次いで衆議院において同法律案の審議がおこなわれ原案通り可決された。その後、

貴衆両院の議決を経たこの法律案は同年一月二日に天皇の裁可を得て同月二四日に「民法及商法施行延期法律」として公布され、これによって民法・商法のほか商法施行条例および法例も合わせて、その修正をおこなうため一八九六年（明治二九）年二月三日まで施行延期となったのである。¹⁹

ところで、第三回帝国議会で延期派と断行派の攻防が繰り返られようとしていた頃、両派の人びとはそれ以外の場でのような活動を展開していたのであろうか。ここで、そのことについて見ておこう。

まず延期派の人びとについては、先に見た『法典実施延期意見』を一八九二（明治二五）年四月に印刷出版し、それを政府関係者あるいは在野の有力者に配布した。¹⁷ こうした活動の一方、政府内において延期派の人びとは厳しい立場に置かれていた。当時、内務大臣秘書官であった江木衷は『法典実施延期意見』の公表にあたり井上馨に宛てて「此意見書ニ依り免職セラル、トモ刑ニ処セラル、トモ小生共之本望ニ有之」¹⁸（傍点―筆者）と、強い決意を表明していた。

また大審院判事であった西川鉄次郎は、大審院長児島惟謙ほか同院判事二九名が連署して法典実施の建議書が提出される中、その建議書への署名を求められたが、「延期ノ方ニ賛成致置候故署名難致ト相断リ候」²⁰と、断行派が多数を占めていた大審院にあつて法典実施延期の意思を貫いていた。延期派ではまたこの頃、政府の各大臣や衆議院議員への遊説について法学士会員を中心に計画する一方、その統括を東京法学院に任せ活動費についても一〇〇〇円を目処に法学院から支出することを計画していたようであるが、活動資金の実態については明らかでない。²¹

他方、断行派の人びとについては、一八九二（明治二五）年四月三日付『朝野新聞』によれば、「実施論者の巢窟たる」明治法律学校関係者が三月三〇日錦輝館に会して運動の方法を協議した結果、各地の同校々友一五〇〇余を糾合し各地方において実施論の運動を展開することに決したという。²² また四月六日付の同新聞には、上記の運動方針の決定を受けて明治法律学校では法典実施運動費用を同校講法会の基本財産一〇余万円の中から差し当たり五万円を支出し輿論喚起することも伝えられていた。²³

なお、断行派については、五月二六日、明治法律学校の学生数名が延期派の貴族院議員村田保に面会を求めて同邸宅を取り囲む騒ぎがあったこと、同様に貴族院議員木下広次の邸宅にも押しかけ面会を求め謝絶されたことが報じられている。²⁵ 明治法律学校の学生たちがこのような挙に出たのは、村田が発議した「民法商法施行延期法律案」の貴族院における審議がこの日から始まることになっていたからである。これまで講師や卒業生に関してはさきの表1に見られるように各々の機関誌に発表された論説や論文等での動向を跡付けてきたが、学生レベルとなると実態を把握することは難しい。その意味で、読売新聞に掲載された記事は学生と法典論争との関わりを知ることがかりとして興味深い。

さて、「民法商法施行延期法律案」が貴族院を五月二九日に通過した後、同法案が衆議院へと回付される最中、『團團珍聞』第八六〇号に帝国議會における延期派と断行派の攻防を適確に捉えた一枚の口絵が掲載される。²⁶

この『團團珍聞』の口絵は、法典論争の諷刺画「棒押」である。向かって左手に四人、右手に四人が配置されている。左側四人のうち下方の二人が着用した法被の背中には「延」の字が、また右手四人のうち上方の二人が着用している法被には



『團團珍聞』第840号口絵 1892年6月4日発行

「断」の字が見える。各々四人が、それぞれ二人ずつに分かれ、上方の二人組のうちの一人が「民棒」を、またその下に位置する二人組のうちの一人が「商棒」を押し合う構図となっている。周知のように「延」の字の法被は延期派を、また「断」の字の法被は断行派を表し、「民棒」とは民法を、また「商棒」とは商法を意味していた。一見、この図は両派の対立を単純明快に表現しているように思えるが、よく見ると、左手に陣取った延期派の人びとが、右手の断行派の人びとに向かって「民棒」と「商棒」を押し込み、延期派が有利な情勢にあることが窺い知れる。そのことは、「延」の字が二つともはつきりと示されているのに対して「断」の字は二つのうちの一つが半分しか見えていないことに暗示されている。この口絵が『團團珍聞』で公表された時、貴族院で延期法案が可決されており、六月三日から衆議院において審議が始まっていた。團團珍聞社は、帝国議会において延期派の勢いが断行派に対して優勢である状況をこの諷刺画の構図をもって読者に伝えようとしていたと考えられるのである。当時の政府関係者や断行派の人びと、また延期派の人びとがこの諷刺画をどう見たか知る由もないが、ここには法典論争の行く末を切り取った團團珍聞社の先見性の程が知れるのである。

四 法典論争後の延期派と断行派——法典調査会の成立——

一八九二（明治二五）年六月一〇日、「民法商法施行延期法律案」が衆議院において可決されるにともない同院の延期派議員たちは、議会会期末の六月一四日に「臨時法典修正局設置建議案」を提出して民法と商法両法典の修正に即座に取りかかろうとした。この建議案は、政府に臨時法典修正局を置き、その委員は貴衆両院議員、司法官、帝国大学教授のほか代言人や実業家などから選抜することとしていた。同案はまた延期派の司令塔であった高橋健三や中橋徳五郎らが中心となって構想した「臨時法典修正局官制」とも連動していたが、第三回帝国議会においては審議に

至らず日の目を見なかった。だが翌年、内閣総理大臣伊藤博文を総裁とする法典調査会が発足した際、当初、その委員には高等行政官、司法官、帝国大学教授、国会議員その他学識経験者から任命されることになっていたことから、そのことに限って言えば、延期派の描いた「臨時法典修正局」構想と法典調査会との関連が少なからずあったのではないかと指摘もある。²⁷⁾

伊藤博文を総裁、西園寺公望を副総裁とする法典調査会は一八九三（明治二六）年三月にスタートし、その際、民法典の編別を第一編〓総則、第二編〓物権、第三編〓債権、第四編〓親族、第五編〓相続というドイツのパンデクテニ式の体裁に倣い、ポアンナードが中心となって編纂した民法典の修正に取り組んでいくこととなった。²⁸⁾以後、法典調査会は一八九四（明治二七）年に組織と審議手続きの改正を経ながら一八九八年（明治三一）年まで民法の修正に従事する。その間、起草委員となって重責を果たしたのが、後に「民法起草の三博士」と称される穂積陳重、梅謙次郎、富井政章の三人の帝国大学法科大学教授であった。彼らと私立法律学校との関わりは、前述したとおり穂積は英吉利法律学校の創立者の一人であり、梅と富井は和仏法律学校に縁が深く両者ともに同校の校長を務めている。

表2は、法典調査会の第一回総会が開かれた一八九三（明治二六）年四月から修正なった民法典（前三編〔総則・物権・債権〕・後二編〔親族・相続〕）が施行された一八九八（明治三一）年七月までの間の法典調査会委員の一覧である。

法典調査会にはもともと起草委員のほかに主査委員と査定委員が置かれていたが、一八九四（明治二七）年の組織変更により主査委員、査定委員の区別が廃止され、委員の呼称のもとその数も三五人以内とされた。²⁹⁾この表には法典調査会で民法の修正に関わった六三名の委員を掲載している。従来、これらの委員については選出区分から官僚（高等行政官・司法官）、帝国大学教授、帝国議会その他学識経験者の観点から分類がなされ検討されてきた。この表は、そうした選出区分とは別に、穂積陳重をはじめとする委員たちの学派と法典論争時の立場すなわち延期派か断行派か

表2

法典調査会委員一覧 1893年4月—1898年7月

★：起草委員 ■：主査委員 ●：査定委員 ▲：委員

氏名	委員種別	法学派	論争の立場	私立法律学校等との結びつき							
				← 延期派				→ 断行派			
				東京 法学院 (中大)	東京 専門 (早大)	専修 (専大)	獨逸 学協会 (獨逸学園)	日本 (日大)	和仏 (法大)	明治 (明大)	
1 穂積 陳重	★ ■ ▲	イギリス法	延期派	◎	◎		◎				
2 富井 政章	★ ■ ▲	フランス法	延期派		□				□		
3 梅 謙次郎	★ ■ ▲	フランス法	断行派		□				□		
4 末松 謙澄	■ ▲	イギリス法	延期派		◎						
5 木下 廣次	■ ▲	フランス法	延期派						□	□	
6 三崎亀之助	■ ▲	イギリス法	延期派	◎	◎						
7 横田 国臣	■ ▲	ドイツ法	断行派						◇		
8 元田 肇	■ ▲	イギリス法	延期派	◎							
9 高木 豊三	■ ▲	フランス法	断行派						□	□	
10 田部 芳	■ ▲	フランス法	不明						□	□	
11 村田 保	■ ▲	イギリス法	延期派				◎	◎			
12 鳩山 和夫	■ ▲	イギリス法	延期派	◎	◎	◎					
13 本尾敏三郎	■	ドイツ法	断行派				◇	◇			
14 伊東巳代治	■ ▲	ドイツ法	(延期派)				◇				
15 箕作 麟祥	■ ▲	フランス法	断行派						□	□	□
16 菊池 武夫	■ ▲	イギリス法	延期派	◎							
17 長谷川 喬	■ ▲	フランス法	断行派						□		
18 熊野 敏三	■	フランス法	断行派								
19 土方 寧	■ ● ▲	イギリス法	延期派	◎		◎					
20 本野 一郎	■ ● ▲	フランス法	断行派		□				□		
21 清浦 奎吾	● ▲	—	断行派						▽		
22 星 亨	● ▲	イギリス法	不明								
23 山田喜之助	● ▲	イギリス法	延期派	◎	◎				◎		
24 奥田 義人	● ▲	イギリス法	延期派	◎	◎	◎		◎			
25 井上 正一	● ▲	フランス法	断行派						□	□	
26 南部 斐男	● ▲	—	不明						▽		
27 岸本 辰雄	● ▲	フランス法	断行派							□	
28 穂積 八束	● ▲	ドイツ法	延期派	◇	◇	◇		◇			
29 都筑 馨六	● ▲	ドイツ法	不明	◇							
30 中村 元嘉	● ▲	—	不明	▽					▽		
31 泷沢 栄一	● ▲	フランス法	不明		□						
32 阿部 泰蔵	● ▲	イギリス法	不明								
33 河島 醇	●	ドイツ法	不明				◇				

明治法典論争の中の私立法律学校（中川）

34	島田 三郎		●	イギリス法	断行派		◎					
35	岡村 輝彦		●	イギリス法	延期派	◎	◎					◎
36	江木 衷		●	イギリス法	延期派	◎	◎	◎				
37	小笠原貞信		●	フランス法	断行派							
38	関 直彦		●	イギリス法	延期派	◎	◎					
39	大岡 育造		●	イギリス法	延期派							
40	金子堅太郎		●▲	イギリス法	不明		◎	◎		◎		
41	磯部 四郎		●▲	フランス法	断行派		□					□
42	三浦 安		●▲	—	延期派							
43	神鞭 知常		●▲	イギリス法	延期派			◎				
44	細川潤次郎		●	イギリス法	延期派					◎		
45	千家 尊福		●	—	延期派							
46	小中村清矩		●	—	延期派					▽		
47	末延 道成		●	イギリス法	不明							
48	山田 東次		●	フランス法	断行派							□
49	高田 早苗		●	イギリス法	延期派		◎	◎				
50	木下 周一		●	ドイツ法	断行派					◇		
51	尾崎 三良		●▲	イギリス法	延期派					◎		
52	斯波淳六郎		●	ドイツ法	不明					◇		
53	西 源四郎		▲	—	不明							
54	重岡薫五郎		▲	フランス法	不明							
55	岡野敬次郎		▲	ドイツ法	延期派	◇	◇	◇		◇	◇	
56	富谷銈太郎		▲	フランス法	不明						□	□
57	河村讓三郎		▲	フランス法	不明						□	□
58	鶴原 定吉		▲	イギリス法	不明							
59	加藤 正義		▲	—	不明							
60	内田 嘉吉		▲	イギリス法	不明		◎	◎			◎	
61	寺尾 亨		▲	フランス法	断行派		□				□	□
62	小宮三保松		▲	フランス法	不明						□	□
63	倉富勇三郎		▲	フランス法	不明		□				□	

※この一覧表は、七戸克彦「法典調査会の構成メンバー—その人選に関する『政策評価』」（『ジュリスト』No1331、2007年4月1日発行）の【図表】法典調査会・前期（明治26年4月—明治31年7月）構成メンバーを参考に作成した「近代日本の幕開けと私立法律学校」展のデータを一部修正したものである。
法典調査会委員と私立法律学校等との結びつきは、各校の創立者、講師（当該期前後を含む）また学校の母体となった関係機関の構成員等を表している。

項目の区分は法学派（◎…イギリス法、□…フランス法、◇…ドイツ法、▽…その他）を示している。

なお、項目の作成にあたって獨協学術史調査研究資料センター、法政大学史センター、早稲田大学史資料センター関係各位の御協力を得た。

という点に留意しつつ、彼らが創立者あるいは講師としていったいどのような私立法律学校と関係があったのか、その点に主眼を置いて作成したものである。

当然の結果ではあるが、ここから見てくることの一つは、概ねイギリス法系の人びとは延期派の拠点と目された法律学校に、またフランス法系の人びとは断行派のそれと見られた法律学校との結びつきが強い傾向にあることである。だが、その一方で、例えば、延期派の岡村輝彦や山田喜之助が明治法律学校や和仏法律学校で、片や断行派の磯部四郎や本野一郎さらに梅謙次郎が延期派の学校の一つである東京専門学校で、それぞれ講義をおこなっていた事実からすると、彼らにとって延期か断行かという法典論争における対立・対抗関係とは別に法学教育の場として双方の法律学校が存在していた一面を窺わせる。それはまた新聞紙上での延期派、断行派といった色分けが延期意見あるいは断行意見の公表による彼らに対する社会的評価の一面に過ぎなかつたことを物語っていたのと同時に、彼ら当事者たちの意識が実は別のところにあつたことを意味していたと見ることができらう。

そして、この表から読み取れることのもう一つは、明治政府が法典調査会を立ち上げるにあたって、これまで先行の諸研究で明らかにされていることではあるが、極めてバランスよく延期派と断行派のメンバーを取り込んでいることである。法典調査会の成立とは、それまで法典論争を通じて延期派と断行派として互いに激しく論戦した法学者・法曹家たちが、たび重なる条約改正交渉の失敗と密接に絡んで沸き起こった当該期のナシヨナリズムの高揚を社会的な背景として自ら立法者へと転換していく重要な契機となつたと見ることができるのである。

むすびにかえて

日本の法典論争がイギリス法系とフランス法系の私立法律学校が演じた「パンの争い」であつたという論拠の一つ

は、一九三八（昭和一三）年民法典施行四〇周年を記念して法典調査会において補助委員を務めた仁井田益太郎に民法典編纂の沿革について聞き取りをおこなった座談会にあるのだろうか。この席上、穂積重遠の「演説会はありませんか」という問に対して、仁井田は「ありません。中々盛んなのです。両方でやるのです。あの時の法典の断行、延期の争は、法学界始まつて以来の事だと思はれる位ひ熱心をやつたのです。一種の生命線と云つた関係があつて、法典実施を断行されては英吉利法律学校が無くなつて了ふと云ふ騒ぎです」³⁰（傍点―筆者）と答えている。ここには、イギリス法系の学校関係者すなわち延期派が「フランス式の法典が施行されては、飯の食い上げになる」という言説に通じるものがあるように思う。

だが、これまで見てきたように法典論争の過程で延期派と断行派のそれぞれ私立法律学校の創立者や講師といった関係者が、延期派が牙城とした英吉利法律学校（東京法学院）また断行派が本丸とした明治法律学校の存続のため、学校生き残りのために激しい攻防を繰り広げたということ、それを残された資料から論証することは難しいのではないかと思う。彼らにとつて各々の法律学校とは、当然のことではあるが、それぞれイギリス法あるいはフランス法の教育と普及の場であり、機関誌を通じて法学研究の成果を公表できる場であつた。彼らの多くは、政府の官僚、帝国大学教授として在野の弁護士として身を立てており、たとえ法典論争によつて学校経営が行き詰まつたとしても「飯の食い上げ」にはならないし、当時の私立法律学校では通常、車代などを除いてほとんど無報酬に近い状況であつた。³¹

また帝国憲法公布後、一八八九（明治二二）年一〇月に英吉利法律学校が校名を東京法学院と改称したことは前述したが、この時、同校は教育方針を従来の「英吉利法律」の教授から「帝国法律」の教授へと転換し、同校における法学教育の新たな姿勢を示した。³² 明治法律学校も前年の同校規則において「本邦ノ法律」の教授を掲げ、その科目として刑法や治罪法に加えてポアソナード民法などが列記されていた。³³ それからすると、法典論争の過程はイギリス法系またフランス法系の私立法律学校にとつて、刑法、治罪法から帝国憲法さらに民法・商法へと国内法の整備が進ん

略年表

法典編纂と私立法律学校創設の歩み

年代	国内法等の整備	私立法律学校創設・政治・社会一般
1880 (明治13) 年	07.17 刑法、治罪法公布	06.01 元老院に民法編纂局を設置 09.16 専修学校創設
1881 (明治14) 年	10.12 国会開設の勅諭發布 (開設の期を明治23年とする)	01.17 明治法律学校創設
1882 (明治15) 年	01.01 刑法、治罪法施行	03.14 伊藤博文ら憲法調査のためヨーロッパへ出発 (~1883.08.03帰国) 10.21 東京専門学校開校
1883 (明治16) 年	04.16 新聞紙条例改正 (言論の取締りを一層強化)	10.19 獨逸学協会学校設置認可
1885 (明治18) 年	12.22 内閣制度創設	07.08 英吉利法律学校創設
1889 (明治22) 年	02.11 大日本帝国憲法公布 02.20 日米和親通商航海条約調印 (6月11日ドイツ、8月8日ロシアと調印) ※全て発効せず	05.15 「法典編纂ニ関スル法学士会ノ意見」公表 05.17 東京仏学校と東京法学校を合併し、和私法律学校と改称 10.04 日本法律学校創設
1890 (明治23) 年	04.21 民法中財産編・財産取得編 (第12章まで)・債権担保編・証憑編公布 04.26 商法公布 10.07 民法財産取得編 (第13章以下)・人事欄公布、刑事訴訟法公布 (治罪法廃止) 11.29 大日本帝国憲法施行 12.26 商法及商法施行条例施行期限法律公布 (1893.01.01まで施行延期)	01.— 尾尾銅の鉱毒で渡良瀬川の魚類多数死滅、社会問題化 07.01 第1回衆議院議員総選挙 09.09 帝国大学法科大学、日本法典の教育を主とし外国法を参考科に 10.30 教育ニ関スル勅諭發布 11.25 第1回帝国議会召集 (通常会、11.29開会～1891.03.07閉会)
1891 (明治24) 年	01.01 民事訴訟法施行	03.08 神田ニコライ堂開堂式
1892 (明治25) 年	05.28 貴族院、民法商法施行延期法律案修正議決 06.10 衆議院、民法及商法施行延期法律案可決 06.14 臨時法典修正局設置建議案、衆議院に提出 (鳩山和夫外6名) 11.24 民法及商法施行延期法律公布	04.10 神田大火 (約4,000戸焼失) 05.02 第3回帝国議会召集 (特別会、～06.14閉会) 11.11 前司法大臣山田顕義死去 11.25 第4回帝国議会召集 (通常会、～1893.02.28閉会)
1893 (明治26) 年	04.28 法典調査会第1回総会開催 (総裁伊藤博文、同副総裁西園寺公望)	11.05 第5回帝国議会召集 (通常会、～12.30解散)
1894 (明治27) 年	03.23 法典調査会第14回総会開催 (最終回) 03.27 法典調査会規則改正 (勅令30号) ※組織と審議手続き改正 07.16 日英通商航海条約調印 (1899年7月17日施行) ※治外法権の撤廃・関税率引き上げを実現	05.12 第6回帝国議会召集 (特別会、～06.02解散) 08.01 日清戦争始まる
1896 (明治29) 年	04.27 民法前3編 (総則・物権・債権) 公布 12.29 「法典ノ施行延期ニ関スル法律」公布	09.18 第2次松方正義内閣成立 (~1898.01.12) 12.22 第10回帝国議会召集 (通常会、～1897.03.24閉会)
1898 (明治31) 年	06.21 民法後2編 (親族・相続) 公布 07.16 民法前3編・後2編施行	01.12 第3次伊藤博文内閣成立 (~06.30) 05.14 第12回帝国議会召集 (特別会、～06.10解散)

参考文献：各大学の百年史等のほか『近代日本総合年表』第3版第2刷 岩波書店 1994年、『日本史総合年表』吉川弘文館 2001年、大久保泰南『ポアンナード』岩波新書 黄33 1977年、七戸克彦「現行民法典を創った人びと」(1)～(29)『法学セミナー』第54巻第5号～第56巻10号 2009年5月1日～2011年10月1日 九州大学学術情報リポジトリ参照。

でいく中、時代の趨勢に応じた法学教育への転換を図りつつあった過渡期に在ったと見ることもできるだろう。

私立法律学校の創立者や講師は、自らの学校を活動拠点として法典論争の攻防を繰り広げたことは事実であるが、
 江木が免職されても刑に処せられても「本望」と身命を賭して挑んだ法典論争は学校の生き残りをかけたというものでは決してなく、彼ら日本の法学者たちが商法典・民法典の編纂を契機にして立法者へと一つの階梯を上っていく歴史的な過程であったのである。³⁴⁾ポアソナードやロスレルによって民法典、商法典の編纂が進められる一方、帝国憲法が伊藤博文らの起草で成ったことは、じつは日本の法学者とりわけイギリス法系の法学者たちに自らの手で法典をつくるということ、それを自覚させるきっかけとして多大な影響を与えていたのではないだろうか。

なお、最後にこれまで述べてきた法典編纂と私立法律学校創設の歩みを略年表にまとめたので参照願いたい。新聞紙上で延期派あるいは断行派と色分けされた専修学校、明治法律学校、東京専門学校、英吉利法律学校、和仏法律学校等の創立者や講師たちが、まさに近代日本が条約改正を国家的な課題とし法典編纂事業を推進していく中で、西欧法を撰取しつつ私立法律学校を立ち上げていったその姿が見て取れるだろう。

民法典が施行された一八九八（明治三一）年、『日本民法義解』³⁵⁾と題された一冊の本が世に出た。この本を手がけたのは、明治法律学校の創立者の一人で法典論争において断行派を主導した岸本辰雄と、法典論争が激しさを増していった一八九一（明治二四）年から三年間延期派の牙城東京法学院に学んだ久富勤太郎であった。これまで法典論争では、延期派と断行派の対立・対抗のみが強調されてきたきらいがあるが、この注釈書は日本における民法典の成立にあたって、言わば断行派と延期派の互いが互いに連携して出版したところに面白さがあり、その点に注目しておきたいと思う。法典論争と私立法律学校との関わりについては、単に対立・対抗ということだけでなく、連携や連合といった視座から改めて問い直して見る必要があるだろう。そのようなところから私立法律学校とそれに関わった人びとについてまた改めて考察してみたい。

注

- (1) 国立国会図書館デジタル化資料(特五四―四九七)。
- (2) 瀧井一博『明治国家をつくった人びと』(講談社現代新書二二二二、二〇一三年)二二三頁、二二八頁。
- (3) 大久保泰甫『日本近代法の父 ポワソナード』(岩波新書三三三、一九七七年)一一二―一六六頁。
- (4) 『法理精華』第二二号(法理精華社、一八八九年一月一日)、五九―六三頁。拙稿「明治法典論争期における延期派の軌跡」(『法学新報』第二二二卷第九・一〇号所収、二〇一五年三月)参照。
- (5) 山田喜之助、岡村輝彦、元田肇、菊池武夫、合川正道、増島六一郎の六名の経歴については主に『タイムトラベル中大』第二版(学校法人中央大学、二〇一一年)参照。
- (6) 『法学者・穂積陳重と妻・歌子の物語』(公益財団法人渋沢栄一記念財団渋沢史料館、二〇一一年)参照。
- (7) 高橋健三、江木衷、西川鉄次郎については、前掲『タイムトラベル中大』のほか『中央大学史資料集』第三集(中央大学大学史編纂課、一九八八年)所収の松崎彰「解題」、『中央大学史紀要』第一五号(中央大学大学史編纂課、二〇一〇年)所収の調査報告「創立者西川鉄次郎関係資料調査について」参照。
- (8) 岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操、磯部四郎の足跡については、『私学の誕生』(明治大学史資料センター、二〇一五年)参照。一九九〇年一月二〇日付読売新聞。
- (9) 小田原市立図書館所蔵『法典実施延期意見』参照。
- (10) 『法学新報』第五号、一八九一年八月二五日発行。前掲・瀧井『明治国家をつくった人びと』二二七―三三四頁参照。
- (11) 『中央大学百年史』資料編(学校法人中央大学、二〇〇五年)一八二―一八三頁。
- (12) 前掲・大久保『日本近代法の父 ポワソナード』一六〇頁、前掲・瀧井『明治国家をつくった人びと』二二七―三三四頁参照。
- (13) 村上一博「明治法律学校・和私法律学校による著名な法典施行断行論」(『法律論叢』第七六卷第一三三号、一三〇―一三二頁、二〇〇四年三月)参照。
- (14) 同右。
- (15) 前掲・拙稿「明治法典論争期における延期派の軌跡」(『法学新報』第二二二卷第九・一〇号、三六―四頁)。なお、商法典について言えば、同法および商法施行条例の施行延期法律案が一八九〇(明治二三)年一月に開会した第一回帝国議会において

- (17) 〔大久保〕『日本近代法の父 ポワソナード』一六六一―六七頁参照。
- (18) 拙稿「明治法典論争期における延期派の軌跡」(『法学新報』第一二二卷第九・一〇号、三五九―三六一頁)。
 原資料は国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』の江木衷書簡一九一三。この資料については中央大学法学部兼任講師角田茂氏の御教示による。前掲『タイムトラベル中大18』一四―一五頁参照。
- (19) 前掲・大久保『日本近代法の父 ポワソナード』一七三頁参照。
- (20) 〔一八九二〕年五月二日付高橋健三宛西川鉄次郎書簡。前掲『中央大学百年史』資料編、一九八頁。
- (21) 前掲『中央大学百年史』資料編、一八一頁。拙稿「明治法典論争期における延期派の軌跡」(『法学新報』第一二二卷第九・一〇号、三六一頁)。
- (22) 『専修大学史資料集』第三卷(学校法人専修大学、二〇一三年)五一〇頁。
- (23) 同右。
- (24) 同右。
- (25) 一八九二年五月二七日付読売新聞。
- (26) 『團圓珍聞』第八六〇号、一八九二年六月四日発行。中央大学ウェブサイト(白門フォト)より転載。
- (27) 前掲・拙稿「明治法典論争期における延期派の軌跡」(『法学新報』第一二二卷第九・一〇号、三六四―三七五頁)。
- (28) 前掲・大久保『日本近代法の父 ポワソナード』一九四頁参照。
- (29) 七戸克彦「現行民法典を創ったひとびと」(『法学セミナー』第六七七号、二〇一一年五月)参照。
- (30) 〔仁井田博士に民法典編纂事情を聴く座談会〕(『法律時報』第一〇巻第七号、一九三八年二月、一六頁)。
- (31) 英吉利法律学校について言えば、同校の幹事であった渡辺安積の備忘録から一八八六(明治一九)年に山田喜之助と土方寧に報酬を払ったことが明らかになっている(前掲『中央大学百年史』通史編上巻、一五一頁)。しかしそれ以外についての実態はよくわかっていない。『中央大学史資料集』第一集(六二―六六頁)に収録された「東京法学院職員調」の院長以下幹事、嘱託講師の俸給欄はいずれも「無」とあり、また「東京法学院予算調明治三二年度」の「支出之部」には院長、幹事、講師ともに「無給」と記載されている。これからすると、英吉利法律学校創設当初、若干の特定の人物に対して何らかの理由で報酬が支払われていたかも知れないが、学校全体として見れば、ほとんど無給であったと見てよいだろう。私立法律学校が

教員に対して報酬を支給するようになるのは、大学令に準拠して大学に昇格していく大正期に入ってからが一般的であると考へる。

(32) 『中央大学百年史』通史編上巻(学校法人中央大学、二〇〇二年初版二刷)、二〇七頁。前掲『タイムトラベル中大誌』四六―四七頁参照。

(33) 『資料 明治大学教育制度発達史稿(上)』(歴史編纂資料室報告第八集、一九八六年)八九―九〇頁。

(34) 『官報』によれば、江木衷は一八九三(明治二六)年二月三日以内務省参事官を「依願免本官」となった。また司法省民事局長であった菊池武夫はそれより先、一八九一(明治二四)年八月七日に退官していた。高橋健三も一八九二(明治二五)年一二月に内閣官報局長を辞任している。延期派の人びとにとって民法・商法施行延期を勝ち取った代償は大きかったのである。

(35) 『日本民法義解』は、岸本辰雄校閲・久富勘太郎註釈により一八九八(明治三一)年九月一九日に青眼堂から出版された。以後、書名を『改正 日本民法註釈』と変え、発行所も求光閣となつて版を重ねた。ちなみに、久富勘太郎は一八九四(明治二七)年に東京法学院を卒業し、二年後に弁護士となった。

付記

本稿は、平成二五年度基盤研究(C)科学研究費助成事業(採択番号二五三七〇七七)「民法典論争期前後における私立法学系高等教育機関の連携と対抗の実態に関する研究」の成果の一部である。